

自宅の地震に対する強さが不十分だった…

住宅を耐震化しましょう

費用の一部を補助

戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事および耐震シェルター工事を行う人に対して、その費用の一部を補助します。

補助の対象者

戸建て木造住宅所有者(店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る)

補助の対象住宅

- 次の全てに該当するもの
- 居住の用に供されているもの
- 在来軸組工法、枠組壁工法または伝統的構法によって建築された三階建て以下のもの
- 昭和56年5月31日以前に着工したもの、または熊本地震で被災したことが確認できるもの

補助金の種類と上限額、要件

- ◆耐震改修設計
 - 耐震改修工事の計画策定に要する経費(上限20万円)
- ◆耐震改修計画は建築士が実施すること
- ◆耐震改修計画が地震に対して安全な計画となっていること
- ◆耐震改修工事

- ◆耐震改修工事および工事監理に要する経費(上限60万円)
- ◆建築士が工事監理を行うこと
- ◆耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となること
- ◆建て替え工事
 - 建て替えに要する経費(上限60万円)
 - 建て替えの結果、地震に対して安全な構造となること
 - 建築士が工事監理を行うこと

- ◆耐震シェルター工事(図1参照)
 - 耐震シェルター工事に要する経費(上限20万円)
- ◆被災者生活再建支援金の支給対象でないもの

申請に必要な書類

- ◆戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金申請書
- ◆申請書はホームページからもダウンロードできます。
- ◆建築確認書(建築年が判明できるもの)
- ◆防災証明書(該当者のみ)



図1

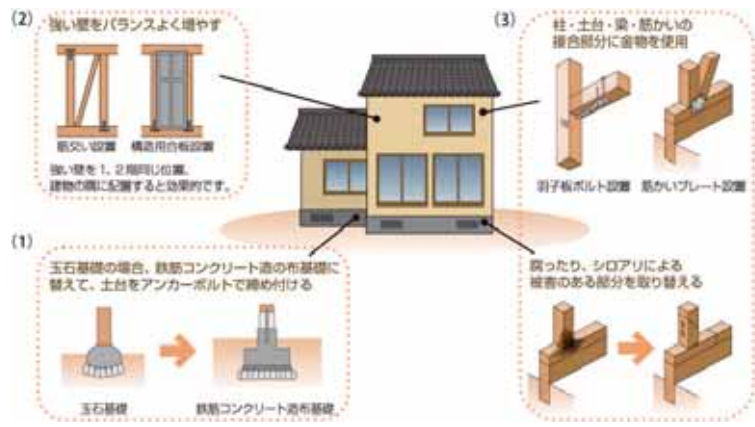
「木質耐震シェルター」
地震で住宅が倒壊しても、
寝室や睡眠スペースを守ってくれる装置

申請場所
町(中央)公民館講堂

申請受付開始
8月1日(火)から

受付時間
午前9時～正午、
午後1時～5時

閩復旧事業課建築係
☎289・8308



農地が被災した農家の皆さまへ 農地自力復旧事業の申請受付期間を延長します

本紙5月号でお知らせしました「農地自力復旧事業」の申請受付期間を次のとおり延長します。なお、受付場所は町(中央)公民館講堂です。

(当初) 7月31日まで
➔ (変更後) 当分の間、行うこととします
閩復旧事業課農林整備係 ☎289-8307